# 公布した規則一覧

# 令和6年

公布 番号	規則名
77	杉並区生活保護法施行細則の一部を改正する規則
78	杉並区児童手当事務取扱細則の一部を改正する規則
79	杉並区組織規則の一部を改正する規則
80	杉並区組織規則の一部を改正する規則
81	杉並区ジェンダー平等に関する審議会条例施行規則
82	杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正す る条例の施行期日を定める規則
83	杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例施行 規則の一部を改正する規則
84	支出負担行為の整理区分に関する規則の一部を改正する規 則
85	杉並区契約事務規則の一部を改正する規則
86	杉並区児童福祉法第24条第3項の規定による保育所等の利 用調整等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年9月10日

杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区規則第77号

杉並区生活保護法施行細則の一部を改正する規則

杉並区生活保護法施行細則(昭和40年杉並区規則第18号)の一部を次のよう に改正する。

第1条及び第11条(見出しを含む。)中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第25号様式を次のように改める。

# 第25号様式(第10条関係)

	就労自立給付金支給決定調書											
ケース番号 対象者氏名					世帯構成	戈						
決裁年月日	年 月	日						起 案 年月日		年	月	日
月日								担当員				
		就 労	自	立 #	合 作	寸 金	決	: 定 相	闌			
			基礎	額				$\neg$				
筝	草定対象期間	収入充		算定率	壑	積立額	須					
			積立	<b>公合計</b> 額	頂							
			上四	艮額								
								_				
			支約	合額								
				決	包 耳	里 由						
		支	給	3 及	び	支糸	合	方 法				
						<u> </u>						

第28号様式を次のように改める。

### 進学・就職準備給付金支給申請書

杉並区杉並福祉事務所長 宛

申請者

住所又は居所

(進学する者又は就職する者)

氏名

個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1	世帯主の氏名
2	進学・就職する者の生年月日 年 月 日
3	進学・就職する先(大学等名、会社名等) 名称
4	進学・就職後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。) <ul><li>〕 進学・就職前の住宅と同じ</li><li>」 転居により進学・就職前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記載してください。)</li><li>居住(予定)地</li></ul>
5	就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

- 6 関係書類
  - (1) 進学の場合
    - ① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
      - ・入学金を納付したことを証明する書類の写し
      - ・入学金延納(進学後に納付すること。)を申請した書類の写し
      - ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入 学手続が完了したことを証明する書類等の写し
    - ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
    - ③ その他支給決定に当たり必要な書類
    - ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知 書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するま でにこれらの書類を提出してください。

## (2) 就職の場合

- ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
  - ・内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
  - ・個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
  - ・その他確実に就職先に就職することを証する書類
- ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
- ③ その他支給決定に当たり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

第29号様式中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、「進学 先」の次に「又は就職先」を、「進学後」の次に「又は就職後」を加える。

第30号様式及び第31号様式中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第25号様式の改正規定は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第28号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区児童手当事務取扱細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年9月17日

杉並区長 岸 本 聡 子

### 杉並区規則第78号

杉並区児童手当事務取扱細則の一部を改正する規則

杉並区児童手当事務取扱細則(平成4年杉並区規則第109号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び法附則第2条第1項の給付(以下「児童手当等」という。)」を 削る。

第4条第1項中「は認定通知書兼支払通知書(第3号様式)を、受給資格がないと認めたときは認定請求却下通知書(第4号様式)」を「、又は受給資格がないと認めたときは、認定(認定請求却下)通知書(第3号様式)」に改め、同条第2項中「は認定通知書兼支払通知書(施設等受給資格者用)(第5号様式)を、受給資格がないと認めたときは認定請求却下通知書」を「、又は受給資格がないと認めたときは、認定(認定請求却下通知書」を「、又は受給資格がないと認めたときは、認定(認定請求却下通知書」を「、又は受給資格がないと認めたときは、認定(認定請求却下通知書(施設等受給資格者用)(第5号様式)」に改める。

第5条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に、「は額改定通知書(第6号様式)を、改定しないものと認めたときは額改定請求却下通知書(第7号様式)」を「、又は改定しないものと認めたときは、額改定(額改定請求却下)通知書(第6号様式)」に改め、同条第2項中「は額改定通知書(施設等受給者用)(第8号様式)を、改定しないものと認めたときは額改定請求却下通知書」を「、又は改定しないものと認めたときは、額改定(額改定請求却下)通知書(施設等受給者用)(第8号様式)」に改め、同条第3項中「額改定通知書」を「額改定(額改定請求却下)通知書」に改め、同条第4項中「額改定通知書(施設等受給者用)」を「額改定(額改定請求却下)通知書(施設等受給者用)」に改める。

第6条第1項中「額改定通知書」を「額改定(額改定請求却下)通知書」に、「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第2項中「額改定通知書(施設等受給者用)」を「額改定(額改定請求却下)通知書(施設等受給者用)」に改める。

第6条の2第1項中「認定通知書兼支払通知書」を「認定(認定請求却下)通知書」に改め、同条第3項中「、引き続いて児童手当を支給すべきものと認めたときは支払継続通知書(施設等受給者用)(第11号様式)を」を削り、「支給事由消滅通知書」を「、支給事由消滅通知書」に改める。

第9条中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第10条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に、「は未支払児童手当等支給決定通知書兼支払通知書(第13号様式)を、支給しないものと決定したときは未支払児童手当等請求却下通知書(第14号様式)」を「、又は支給しないものと決定したときは、未支払児童手当支給決定(請求却下)通知書(第13号様式)」に改め、同条第2項中「は未支払児童手当支給決定通知書兼支払通知書(施設等受給者用)(第15号様式)を、支給しないものと決定したときは未支払児童手当請求却下通知書(施設等受給者用)(第16号様式)」を「、又は支給しないものと決定したときは、未支払児童手当支給決定(請求却下)通知書(施設等受給者用)(第15号様式)」に改める。

第11条第1項及び第3項並びに第13条中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第3号様式から第8号様式までを次のように改める。

第号年月日

認定番号—

様

杉並区長

年 月 日付けで請求のあった

については、下記の

と お り 認 定 理由で請求を却下したので、通知します。

記

計

認定に関する事項

1 支給対象児童数 <第1子・第2子>

(3歳未満) 人 (3歳以上) 人

<第3子以降> 人

人

2 手 当 月 額 <第1子·第2子>

(3歳未満) 円

(3歳以上) 円

<第3子以降> 円

計

3 支給開始年月 年 月から

4 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由

#### 認定請求却下に関する事項

却下した理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して3箇月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。この審 査請求は、杉並区長を経由してすることもできます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 묶 年 月 日

認定番号—

様

杉並区長

認 定請求却下 通知書(施設等受給資格者用)

年 月 日付けで請求のあった児童手当については、下記の とおり認定したので、通知します。 理由で請求を却下

記

認定に関する事項

1 支給対象児童数 (3歳未満) 人 (3歳以上) 人 計 人 円 (3歳未満) 2 手当月額

(3歳以上) 円 計

Н

- 3 支給開始年月 年 月から
- 4 支給対象児童の氏名及び生年月日(別紙のとおり)
- 5 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及びその理由(別紙のとおり)

### 認定請求却下に関する事項

却下した理由

### (教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して3箇月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。この審 査請求は、杉並区長を経由してすることもできます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日 の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表 する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に 対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することが できます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審 査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請 求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、 その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっ ても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合が あります。

# 4 支給対象児童の氏名及び生年月日

氏名	生年月日

# 5 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及びその理由

氏名	生年月日	理由

 第
 号

 年
 月

 日

認定番号—

様

杉並区長

額 改 定通知書

の額の改定については、

により、下記のとおり改定 理由で請求を却下

したので、通知します。

記

### 額改定に関する事項

1 改定後の支給対象児童数 <第1子・第2子>

(3歳未満) 人 (3歳以上) 人

<第3子以降> 人

<第1子・第2子>

計

(3歳未満) 円 (3歳以上) 円

<第3子以降>

計

人

3 改定年月 年 月から

4 改定(増・減額)の理由

## 額改定請求却下に関する事項 却下した理由

2 改定後の手当月額

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して3箇月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。この審 査請求は、杉並区長を経由してすることもできます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

 第
 号

 年
 月

 日

認定番号—

様

杉並区長

額 改  $\rm c_{ij}$  定  $\rm im (min)$  数  $\rm im (min)$  %  $\rm$ 

児童手当の額の改定については、 とおり改定 世由で請求を却下したので、通知します。 により、下記の

記

#### 額改定に関する事項

 1 改定後の支給対象児童数
 (3歳未満)
 人

 (3歳以上)
 人

 計
 人

 2 改定後の手当月額
 (3歳未満)
 円

 (3歳以上)
 円

 計
 円

- 3 改定年月 年 月から
- 4 改定(増・減額)の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定(増・減額)の理由 (別紙のとおり)
- 5 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及び改定(増・減額)の理由(別 紙のとおり)

#### 額改定請求却下に関する事項

却下した理由

#### (教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して3箇月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。この審 査請求は、杉並区長を経由してすることもできます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります

4 改定(増・減額)の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定(増・減額)の理由

氏名	生年月日	理由

5 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及び改定(増・減額)の理由

氏名	生年月日	理由

第11号様式を次のように改める。

# 第11号様式 削除

第13号様式から第16号様式までを次のように改める。

 第
 号

 年
 月

 日

様

杉並区長

印

年 月 日付けで請求のあった未支払 記のとおり支給することに決定したので、通知します。 の支給については、下

記

### 支払の内容

1 支払期間

年 月分から

年 月分まで

2 支 払 金 額

円

3 支払年月日

年 月 日

4 支払方法

却下の理由

### (教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して3箇月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。この審 査請求は、杉並区長を経由してすることもできます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日

印

様

杉並区長

# 未支払児童手当 支給決定 通知書 (施設等受給者用)

記

			- 日上				
児童の氏名	住	所		支払の内容			却下の理由
			支払期間	年	月分か	5	
			又払期间	年	月分ま	で	
			支払金額			円	
			支払年月日	年	月	日	
			支払方法				
			支払期間	年 年	月分か 月分ま		
			支払金額			円	
			支払年月日	年	月	日	
			支払方法				
			支払期間	年 年	月分か 月分ま		
			支払金額			円	
			支払年月日	年	月	日	
			支払方法				
			支払期間	年 年	月分か 月分ま		
			支払金額			円	
			支払年月日	年	月	日	
			支払方法				
			支払期間	年 年	月分か 月分ま		
			支払金額			円	
			支払年月日	年	月	日	
			支払方法				
				A → I			-

<u>合計</u> P

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起 算して3箇月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。この審査請 求は、杉並区長を経由してすることもできます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の 翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する 者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査 請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求を することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、 その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であって も、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があり ます。 第16号様式 削除

第18号様式を次のように改める。

# 寄 附 変 更 申 出 書

杉並区長 宛

児童手当法第20条第1項の規定に基づいて行った寄附の申出について、下記のとおり申し出ます。

記

申出の別	寄附の変更	•	寄附の撤回	
	74114 2424			

# 寄附の変更の場合

寄附の変更の内容					
区 分	寄图				
□児童手当の全部(各月の手 当額の全部を寄附)	計		円		
	年4月支払期 (2月分~3月分)	計	円		
	年6月支払期 (4月分~5月分)	計	円		
□児童手当の一部(各支払期	年8月支払期 (6月分~7月分)	計	円		
月ごとに右の額を寄附)	年10月支払期 (8月分~9月分)	計	円		
	年12月支払期 (10月分~11月分)	計	円		
	年2月支払期 (12月分~1月分)	計	円		

(注) 寄付額は、支給される児童手当から保育料の特別徴収額がある場合は、その額を 控除した後の額の範囲内とします。

年 月 日

住 所(法人の主たる事務所の所在地)

氏 名(法人名等)

附則

杉並区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年9月18日

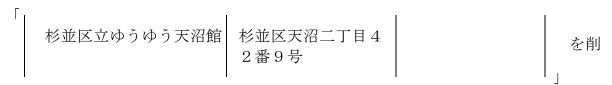
杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区規則第79号

杉並区組織規則の一部を改正する規則

杉並区組織規則(昭和50年杉並区規則第9号)の一部を次のように改正する。 別表第3区民生活部の部6の項中

め、同表保健福祉部の部6の項中



る。

附則

杉並区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年9月26日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第80号

杉並区組織規則の一部を改正する規則

杉並区組織規則(昭和50年杉並区規則第9号)の一部を次のように改正する。

第13条管理課の部男女共同・犯罪被害者支援係の項中第8号を第9号とし、第 7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) ジェンダー平等に関する審議会に関すること。

別表第4杉並区防災会議の項の次に次のように加える。

る審議会

杉並区ジェンダー平等に関す ジェンダー平等の実現に向けた取組に関する必要な事項の調 査審議に関すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区ジェンダー平等に関する審議会条例施行規則を公布する。

令和6年9月26日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第81号

杉並区ジェンダー平等に関する審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区ジェンダー平等に関する審議会条例(令和6年杉並区 条例第24号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ会議の日時、場所及び 議題を示して、委員に招集の通知をしなければならない。

(会議録)

- 第3条 会長は、会議ごとに、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、公表するものとする。
  - (1) 会議の日時、場所及び議題
  - (2) 会議に出席した委員その他の者の氏名
  - (3) 傍聴人の数
  - (4) 会議資料の名称
  - (5) 会議の次第
  - (6) 会議の結果
  - (7) 会議に出席した者の主要な発言
  - (8) その他会長が必要と認める事項
- 2 前項の規定による会議録の公表は、杉並区公式ホームページへの掲載により行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、非公開とした会議の会議録は、公表しない。 (庶務)

第4条 杉並区ジェンダー平等に関する審議会(以下「審議会」という。)の庶務 は、区民生活部管理課において処理する。

# (委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、杉並区ジェンダー平等に関する審議会条例第2条第1項の規定に よる答申が行われた日の翌日に、その効力を失う。

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和6年9月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

# 杉並区規則第82号

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例の施行期日 を定める規則

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例(令和6年杉並 区条例第15号)の施行期日は、令和7年6月2日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例施行規則の一部を改正する 規則を公布する。

令和6年9月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

# 杉並区規則第83号

杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例施行規則の一部を改正 する規則

杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例施行規則(昭和58年杉並 区規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表杉並区立ゆうゆう天沼館の項を削る。

附則

支出負担行為の整理区分に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和6年9月30日

杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区規則第84号

支出負担行為の整理区分に関する規則の一部を改正する規則

支出負担行為の整理区分に関する規則(昭和39年杉並区規則第2号)の一部を 次のように改正する。

第1項中「および」を「及び」に改め、「書類」の次に「(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)」を加え、第2項及び第3項中「かかる」を「係る」に改める。

附則

杉並区契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年9月30日

杉並区長 岸 本 聡 子

### 杉並区規則第85号

杉並区契約事務規則の一部を改正する規則

杉並区契約事務規則(昭和39年杉並区規則第19号)の一部を次のように改正する。

第23条中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同条第1号中「かかる」を「係る」に、「の作成」を「(契約内容を記録した電磁的記録を含む。第41条を除き、以下同じ。)の作成」に、「当事者双方が契約書に記名押印した後」を「契約の確定後」に改める。

第41条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条第1項中「または」を「又は」に、「5日以内に契約書」を「遅滞なく契約書又は契約内容を記録した電磁的記録」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定により」を加え、「その必要がある」を「必要があると認める」に、「さらに」を「更に」に、「うけて」を「受けて」に改め、同条第4項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の1項を加える。

5 契約担当者は、第1項の規定により契約内容を記録した電磁的記録を作成する ときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定による 措置を講じなければならない。

第42条の見出し中「記載事項」を「記載又は記録事項」に改め、同条中「記載 しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第42条の2の見出しを「(標準契約条項)」に改め、同条第1項中「書式」を「条項」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第2項中「の書式」を「の規定により標準となるべき条項」に、「当該書式」を「これ」に改め、「、第41条第1項の」を削る。

附則

2 この規則の施行前に改正前の第42条の2第1項の規定により定められた書式の条項は、改正後の第42条の2第1項の規定により定められた条項とみなす。

杉並区児童福祉法第24条第3項の規定による保育所等の利用調整等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年9月30日

杉並区長 岸 本 聡 子

### 杉並区規則第86号

杉並区児童福祉法第24条第3項の規定による保育所等の利用調整等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区児童福祉法第24条第3項の規定による保育所等の利用調整等に関する規則(平成26年杉並区規則第88号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「をした」を「又は第6条の規定による申込み(以下「転園の申込み」という。)をした」に改め、同条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、障害児及び医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)第2条第2項に規定する医療的ケア児(以下「医療的ケア児」という。)に係る定員を、他の児童の定員と区分して、別に定めることができる。

第4条第4項を次のように改める。

- 4 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に 定める利用調整(保育所等の利用を開始する月が4月である場合におけるものに 限る。)においては、別に定めるところにより、他の児童に優先して、保育の利 用を決定することができる。
  - (1) 年齢上限がある保育所等の利用期間を満了し、引き続き当該保育所等の連携施設の利用を希望してされた利用の申込みに係る児童 当該連携施設に係る利用調整
  - (2) 医療的ケア児 区長が別に定める保育所等に係る利用調整
  - (3) 申込み児童(利用の申込み又は転園の申込みに係る児童をいう。以下同じ。)の兄弟姉妹が利用の開始を希望する月の前から引き続き利用している保育所等(申込み児童の兄弟姉妹が利用の開始を希望する月の前から引き続き区長が別に定める施設を利用している場合にあっては、当該施設ごとに区長が別

に定める保育所等を含む。)を第1希望としてされた利用の申込み又は転園の申込みに係る児童 当該保育所等に係る利用調整

- (4) 申込み児童の兄弟姉妹が、現に別に定める保育所等を利用しており、かつ、 引き続き利用の開始を希望する月から当該保育所等ごとに区長が別に定める施 設の利用を希望している場合に当該保育所等又は当該施設を第1希望としてさ れた利用の申込み又は転園の申込みに係る児童 当該保育所等又は当該施設に 係る利用調整
- (5) 転園の申込みをする兄弟姉妹と同時に同じ保育所等の利用を希望してされた転園の申込みに係る児童(当該兄弟姉妹が現に利用している保育所等を利用している児童を除く。) 当該児童及び当該兄弟姉妹のいずれもが利用を希望する保育所等に係る利用調整
- (6) 杉並区内において住所を変更したことにより現に利用している保育所等への通園が困難となったと区長が認める場合において、転園の申込みをする兄弟姉妹と同時に同じ保育所等(通園が容易であると区長が認める保育所等に限る。)の利用を希望してされた転園の申込みに係る児童(当該兄弟姉妹が現に利用している保育所等を利用している児童に限る。) 当該児童及び当該兄弟姉妹のいずれもが利用を希望する保育所等に係る利用調整

第4条第6項第2号中「申込み児童」を「第4項の規定により申込み児童に優先して他の児童の保育の利用を決定したとき、又は申込み児童」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 申込み児童の心身の状況及び障害の程度並びに当該保育所等の職員の配置 及び設備の状況に鑑み、当該保育所等において当該申込み児童に保育を提供す ることができないと認められるとき。

第5条中「のあった」を「又は転園の申込みのあった」に、「6箇月後」を「6 月後」に改める。

第6条第2項を削る。

附則第4項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。 別表第1(2)中23の項を24の項とし、20の項から22の項までを1項ず つ繰り下げ、19の項を削り、同表(2)の18の項中「-4まで(状況に応じて段階的に」を「-12まで(当該保護者の月当たりの就労実績が就労時間を下回る場合にあっては当該保護者の月当たりの就労実績を当該保護者の月当たりの就労時間とみなしたとしたならば適用される基準指数から当該保護者に係る基準指数を減じた数を、当該保護者の収入の月額を最低賃金額(最低賃金法(昭和34年法律第137号)第3条に規定する最低賃金額をいう。以下同じ。)で除して得た数が当該保護者の月当たりの就労時間を下回る場合にあっては当該保護者の収入の月額を最低賃金額で除して得た数を当該保護者の月当たりの就労時間とみなしたとしたならば適用される基準指数から当該保護者に係る基準指数を減じた数を限度として」に改め、同表(2)中18の項を20の項とし、17の項を19の項とし、

Γ				İ	j				
	1 6		虐待又は家庭内暴力等、児童福祉の観点から特に調整が必要と区長が認 4 めた場合						
Γ	L	I		1	J I				
	1 6	里親	申込み児童が里親に委託されている場合	2					
	1 7	医療的ケア児	申込み児童が医療的ケア児である場合	50 (区 長が別に 定める保 育所等に 限り適用 する。)	に				
	1 8	虐待又は めた場合	家庭内暴力等、児童福祉の観点から特に調整が必要と区長が認	4					

改め、同表(2)備考3中「番号5」を「番号4」に改め、同表(2)備考4中「番号16」を「番号18」に改め、同表(2)備考5中「番号16」を「番号18」に、「この表の番号23」を「この表の番号24」に改める。

### 附則

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の杉並区児童福祉法第24条第3項の規定による保育所 等の利用調整等に関する規則第4条から第6条まで及び別表第1の規定は、令和 7年4月1日以後の保育の利用に係る利用調整(杉並区児童福祉法第24条第3

項の規定による保育所等の利用調整等に関する規則第1条に規定する利用調整をいう。以下同じ。)から適用し、同年3月31日以前の保育の利用に係る利用調整については、なお従前の例による。